

# 八代市災害時業務継続計画

－ B C P －

令和6年2月改訂



八代市

# 目 次

第1章 総 則.....	1
第1節 業務継続計画の概要.....	1
第2節 業務継続計画策定の目的.....	2
第3節 業務継続計画の効果.....	3
第4節 地域防災計画と業務継続計画との関係.....	5
第5節 業務継続の基本方針.....	7
第2章 対象組織と実施体制.....	8
第1節 対象組織.....	8
第2節 非常時優先業務の実施体制及び指揮命令系統.....	8
第3節 計画の発動と解除.....	13
第3章 想定する災害の選定と被害状況の想定.....	14
第1節 想定する災害.....	14
第2節 被害状況の想定.....	21
第4章 非常時優先業務の選定.....	25
第1節 選定対象業務と選定基準.....	25
第2節 業務開始目標時間の設定.....	26
第3節 非常時優先業務の選定結果.....	27
第4節 非常時優先業務の実施に必要な人数(応援職員必要人数)の算出.....	28
第5節 災害時の他自治体の応援.....	29
第5章 必要資源の現状と課題と対策.....	30
第1節 対象とする必要資源.....	30
第2節 必要資源の状況.....	31
第6章 業務継続計画の継続的な改善.....	47
第1節 P D C Aサイクルによる継続的改善.....	47

## 第1章 総則

### 第1節 業務継続計画の概要

---

#### (1) 業務継続計画とは

---

業務継続計画(BCP: Business Continuity Plan)とは、熊本地震や令和2年7月豪雨災害の経験を踏まえ、災害時に行政自らも被災し、職員や庁舎、資機材、情報及びライフライン等利用できる資源に制約がある状況下において、優先的に実施すべき業務(以下、「非常時優先業務」という。)を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、非常時優先業務の継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定め、大規模災害発生時にあっても、適切な業務執行を行うことを目的とした計画である。

#### (2) 非常時優先業務とは

---

非常時優先業務とは、大規模災害発生時にあっても優先して実施すべき業務のことである。

具体的には、応急対策業務や早期に実施すべき復旧・復興業務のほか、業務継続の優先度の高い通常業務が対象となる。

発災後しばらくの期間は、各種の必要資源を非常時優先業務に優先的に割り当てるために、非常時優先業務以外の通常業務は積極的に休止するか、または非常時優先業務の継続に支障とならない範囲で業務を実施する。

なお、非常時優先業務は、組織管理、庁舎管理等の業務(注: 通常業務に含まれる。)が適切に遂行されることがなければ成り立たず、これらの業務は非常時優先業務の実施を支える極めて重要な役割を担っていることに留意し、非常時優先業務を整理することが必要である。

## 第2節 業務継続計画策定の目的

---

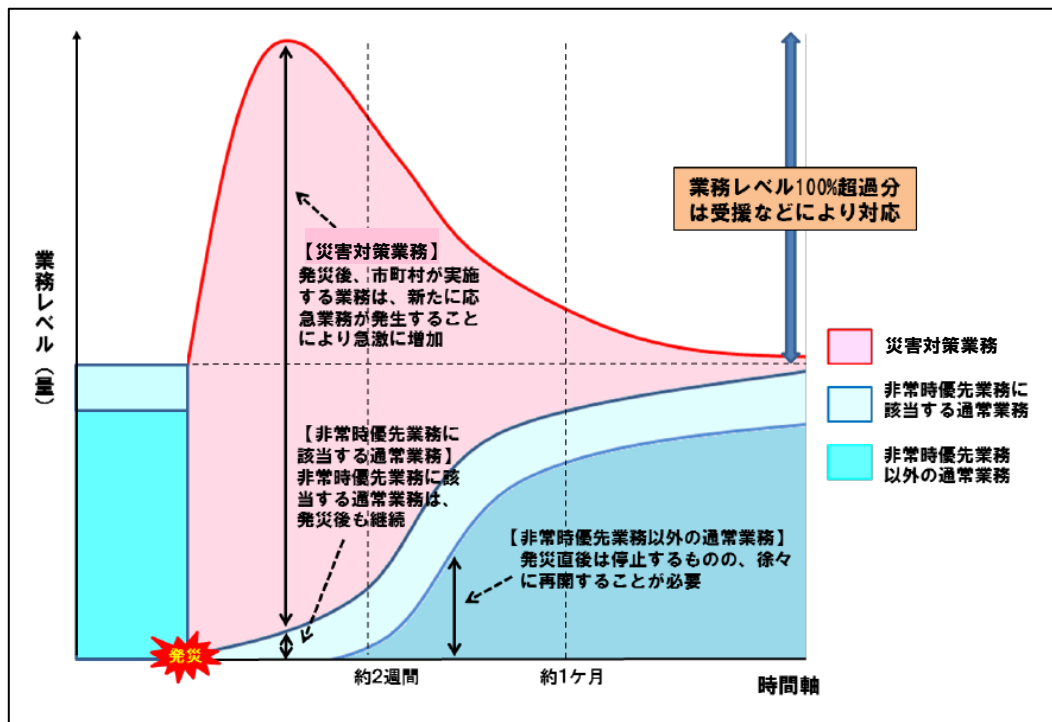
八代市域において大規模な地震・津波災害や風水害等(以下、「大規模災害」という。)が発生した際、まず、人命救助・救急をはじめとする初動対応に人や物資等の資源を集中的に投入し、市民の生命・身体及び財産の保護に注力しなければならない。その後、災害応急対策活動及び災害からの復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うことになる一方、災害時においても継続して行わなければならない通常業務を抱えており、これらの業務を発災直後から円滑かつ適切に実施することが必要である。

しかしながら、大規模災害の発生時においては、本市自身も被災し、人員や資機材、情報等の点において様々な制約を伴う状況下となることが想定される。

そこで、大規模災害の発生時において実施すべき業務(1ヶ月以内に実施すべきと判断した業務)を「非常時優先業務」として選定し、それらの開始目標時間を定めるとともに、業務が適切に継続できる体制をあらかじめ定め、①発災直後の業務レベル向上や②業務の立ち上げ時間の短縮を図ることにより、発災直後から業務を円滑かつ適切に実施することを目的として、八代市災害時業務継続計画(以下、「本計画」という。)を策定する。

### 第3節 業務継続計画の効果

大規模災害が発生した場合には、被害状況の確認など発災直後から非常に短時間で膨大な災害対策業務が発生するため、急激に増加する業務量を迅速かつ的確に処理しなければならない状況に直面する。



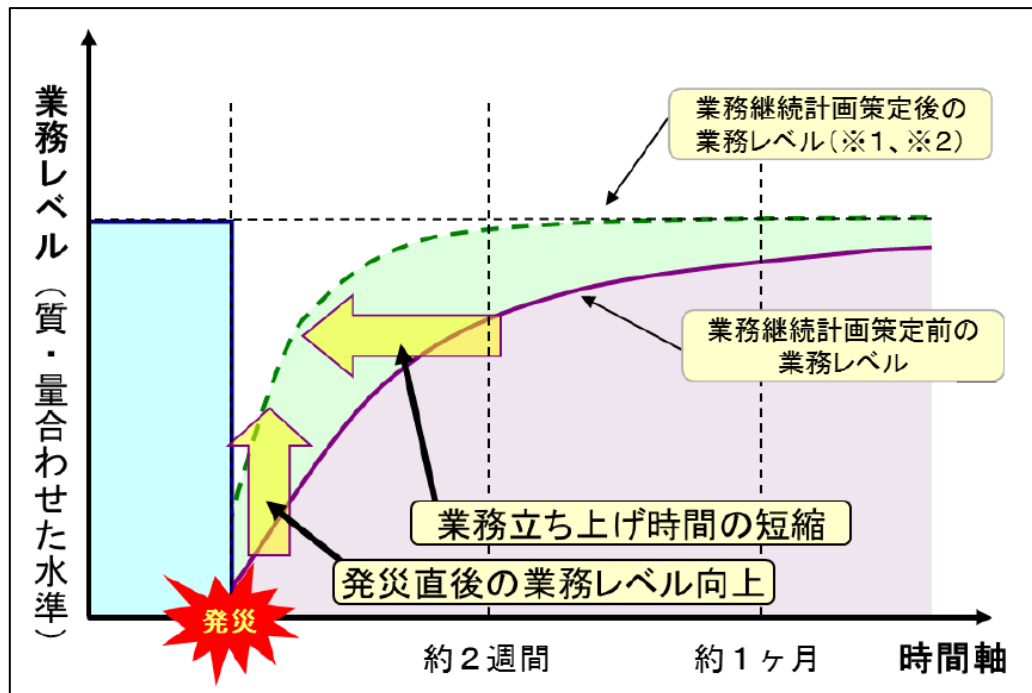
参考：「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」（内閣府令和5年5月改定）

このような場合に備え、本計画をあらかじめ策定することにより、非常時優先業務を適切かつ迅速に実施することが可能となる。

また、具体的には以下の効果が期待される。

- ① 「行政も被災する深刻な事態」を考慮した、非常時優先業務の執行体制や対応手順が明確化
- ② 非常時優先業務の執行に必要な資源の明確化・確保による、業務の早期実施
- ③ 被災者である職員の睡眠や休憩、帰宅など、安全衛生面の配慮の向上

業務継続計画の策定に伴う効果の模式図



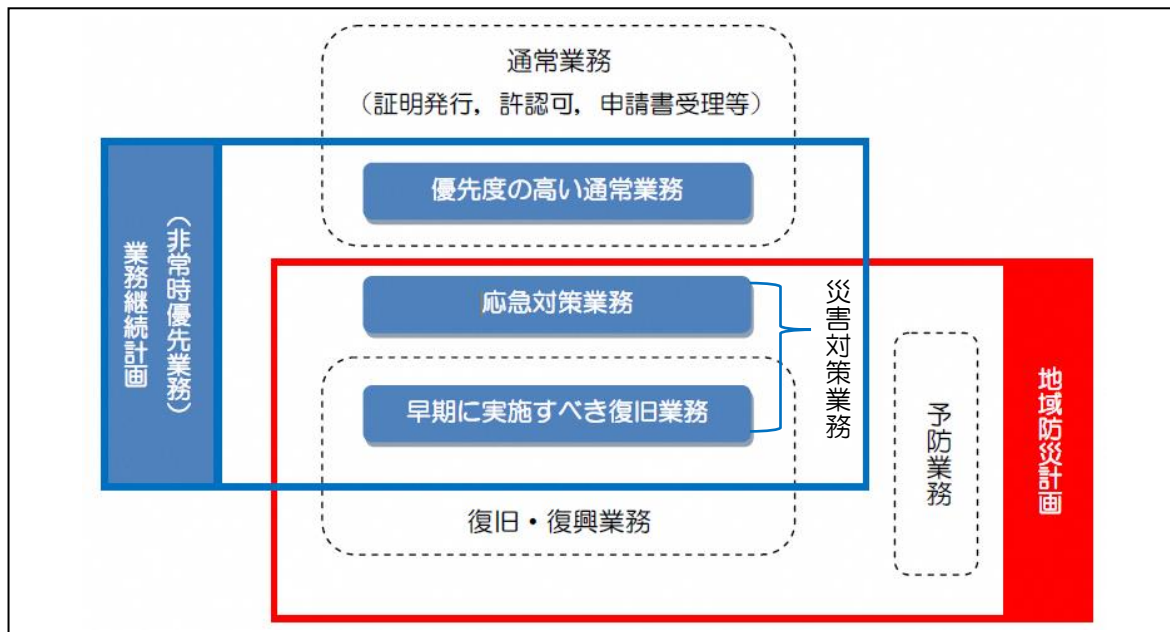
- ※1：業務継続計画の策定により、資源制約がある状況下においても非被災地からの応援や外部機関の活用に係る業務の実効性を確保することができ、受援計画等と相まって、100%を超える業務レベルも適切かつ迅速に対応することが可能となる。
- ※2：訓練や不足する資源に対する対策等を通じて計画の実効性等を点検・是正し、レベルアップを図っていくことが求められる。

出典：「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」（内閣府令和5年5月改定）

## 第4節 地域防災計画と業務継続計画との関係

地域防災計画が、災害予防や災害応急対策、復旧・復興対策など、災害対策全般の業務を定めていることに対し、業務継続計画は、地域防災計画に記載のある業務に限らず、業務継続の優先度の高い通常業務を含んでおり、地域防災計画を補完し、その実効性を高める機能を有している。

地域防災計画と業務継続計画の関係



地域防災計画と業務継続計画との関係(内容の主な相違点)

区分	地域防災計画	業務継続計画
作成主体等	・ 地方防災会議が作成し、都道府県、市町村、防災関係機関等が実施する計画	・ 都道府県または市町村が作成し、自らが実施する計画
計画の趣旨	・ 災害対策基本法に基づき、発災時または事前に実施すべき災害対策に係る実施事項や役割分担等を規定するための計画	・ 発災時に必要資源に制約がある状況下であっても、非常時優先業務を目標とする時間、時期までに実施できるようにする(実効性の確保)ための計画
行政の被災	・ 行政の被災は特に想定していないが、業務継続計画の策定などによる業務継続性の確保等については計画に定めることが必要	・ 行政の被災(庁舎、職員、電力、庁内ネットワーク、通信等の必要資源)を想定し、利用できる必要資源に制約があることを前提に計画を策定することが必要

対象業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対策に係る業務(災害予防対策、災害応急対策、災害復旧・復興対策等)を対象</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・非常時優先業務を対象(災害応急対策、災害復旧・復興対策だけでなく、優先度の高い通常業務も含まれる。)</li> </ul>
業務開始目標時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務開始目標時間は必ずしも定める必要はない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・非常時優先業務ごとに業務開始目標時間を定めることが必要(必要資源を確保し、目標とする時間までに、非常時優先業務を開始・再開する。)</li> </ul>
業務に従事する職員の水・食料等の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務に従事する職員の水・食料、トイレ等の確保に係る記載は、必ずしも記載する必要はない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務に従事する職員の水・食料、トイレ等の確保について検討のうえ、記載する必要がある</li> </ul>

出典：「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」（内閣府令和5年5月改定）



## 第5節 業務継続の基本方針

大規模災害発生時に、市としての責務を全職員が理解・共有し、目的達成のために、以下に示す3つの基本方針に基づき、業務継続を図るものとする。

### 1. 大規模災害が発生した際は、市民の生命、身体及び財産の保護のため、非常時優先業務の遂行に全力を挙げること。

- 平成28年熊本地震や令和2年7月豪雨災害の経験から、災害の発生は予測できず、被害は市内のどこでも生じ、大規模災害が発生した場合、ライフラインや重要な社会インフラ設備が甚大な被害を受け、市の庁舎や設備の被害、職員自身やその家族が被災することも考えられ、業務を行う施設や、資機材、人員が不足し、発災直後は市の業務レベルが著しく低下する事態が想定される。
- しかし、日常的に提供している行政サービスには、市民の生命、身体及び財産を守るために中断が許されないものや、市民生活に密着した業務として、いかなる事態にあっても一定の水準を維持しなければならないものがあり、これらの業務は災害対策業務を行いながらも同時に継続することが求められ、限られた資源を最大限に活用できるよう、非常時優先業務と休止する業務をあらかじめ選別しておくこととする。

### 2. 非常時優先業務の遂行目標を設定するとともに、目標の実現のために必要な資源の確保と適切な配分を行うこと。

- 非常時優先業務は、業務停止に伴う市民生活への影響を最小限に抑えるために実施する優先度の高い業務であるため、発災時点で確保できる資源を最大限に活用し、業務を継続・早期復旧することが必要である。
- そのため、市は、大規模災害の影響によって資源が制限された場合の対応策とともに、確保した資源の適切な配分方法について十分な検討を行い、業務に着手すべき時期や実施の水準といった明確な目標を持って業務に取り組むこととする。

### 3. 想定される大規模災害の発災に備え、平常時であっても全庁的取組みとして、業務継続力の向上に努めること。

- 業務継続力の向上のためには、業務継続計画を全庁的な体制で運用し、継続的な改善を加えることによってレベルアップさせていくことが重要であることから、平常時の取組みとして、「業務継続を阻害する要因(課題)の解消」と「業務継続計画の組織への定着化」を積極的に進めていくものとする。

## 第2章 対象組織と実施体制

### 第1節 対象組織

本計画の対象組織は、各部（公室）・各種委員会・事務局・支所の本市全部局である。

### 第2節 非常時優先業務の実施体制及び指揮命令系統

#### (1) 非常時優先業務の実施体制

##### ① 災害対策本部の設置

市長(本部長)は、本部設置基準に該当する災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るため必要があると認めるときは、災害対策基本法第23条の規定に基づき、「八代市災害対策本部」を設置する。

また、災害対策本部を設置するに至らない災害が発生した場合、または応急対策の必要が生じた場合は災害警戒本部を設置し、災害対策本部に準じた体制をもって対処する。

##### ② 災害対策本部の設置施設

大規模災害発生時においては、庁舎等の業務の必要資源が被災により使用できなくなる状況が想定されるため、それらの必要資源の現状を把握の上、被災による影響について考慮し、大規模災害発生時の課題と対策について検討する必要がある。

地域防災計画においては、災害対策本部は特別な場合を除き、「市役所本庁舎」内に設置することになっている。

「市役所本庁舎」が使用できない場合には、「鏡支所庁舎」、「千丁支所庁舎」、「熊本県南広域本部八代地域振興局庁舎」の順位で設置可能な場所に災害対策本部を置く。

#### 災害対策本部設置・代替施設候補

災害対策本部の設置施設：市役所本庁舎		
代替施設順位 1 位	2 位	3 位
鏡支所庁舎	千丁支所庁舎	熊本県南広域本部 八代地域振興局庁舎

現地災害対策本部の設置施設 (必要に応じて設置)	当該支所内
-----------------------------	-------

③ 災害対策本部の組織体制

本部会議		本部事務室	
本部長	市長	事務室長	危機管理監
副本部長	副市長		
本部員	教育長	事務室次長	危機管理課長、防災対策監
	代表監査委員 政策審議監 市長公室長 総務企画部長 財務部長 市民環境部長 (災害廃棄物処理統括責任者) 健康福祉部長 経済文化交流部長 農林水産部長 建設部長 教育部長 議会事務局長 危機管理監 水道局長 消防団長・消防長	事務室班長	危機管理監が指名するもの
		事務室班員	危機管理課職員 応援職員(各対策部) 関係機関連絡員

対策部		
総合 対策部	秘書班	秘書広報課
	国際班	国際課
	人事・総合 支援班	人事課、総合支援担当
	広報班	秘書広報課、国際課
総務企画 対策部	防災班	危機管理課
	企画・情報班	デジタル推進課、企画政策課、文書統計課
	支所班	鏡支所、坂本支所、千丁支所、東陽支所、泉支所
財務 対策部	財政班	財政課、財産経営課、契約検査課

対策部		
市民環境 対策部	市民相談班	市民活動政策課、市民課
	環境班	環境課、環境施設課
	廃棄物班	循環社会推進課、人権政策課、監査委員事務局
健康福祉 対策部	健康管理班	健康推進課
	福祉医療支援班	健康福祉政策課、高齢者支援課、介護保険課、障がい者支援課、こども未来課、生活援護課、国保ねんきん課
経済文化 交流対策部	商工観光班	商工・港湾振興課、観光クルーズ振興課、文化振興課、スポーツ振興課、イベント推進課
農林水産 対策部	農政班	農林水産政策課、農業振興課、フードバレー推進課、地籍調査課、農業委員会事務局
	農林水産施設班	農地整備課、水産林務課
建設対策部	土木班	土木課
	住宅班	住宅課
	営繕班	営繕課
	建築指導班	建設政策課、建築指導課
	都市整備班	都市整備課、用地課
	下水道班	下水道総務課、下水道建設課
教育対策部	教育総務班	教育政策課、教育施設課
	学校教育班	学校教育課、教育サポートセンター
	生涯学習施設班	生涯学習課、博物館
議会対策部	議会班	議会事務局
給水対策部	給水班	水道局、会計課、選挙管理委員会事務局
消防対策部	消防救出班	消防団、八代広域行政事務組合消防本部
	避難所班	避難所運営職員

#### ④ 職員の配備基準

災害時における職員の配備基準は、次表のとおりである。

参集場所は原則として勤務場所とするが、現実的に不可能な場合には本庁または最寄りの支所等とする。

配備基準(地震・津波災害)

区分	配備時期及び連絡体制	配備対象課(部署)名	職員数
非常配備体制 (災害対策本部設置後)	第1配備 ①地震・津波等による災害が局地的に発生した場合 ②震度5弱の地震が発生した場合	各課(各支所・各事務所を含む。)における災害時の被害状況調査や初期活動において必要な人員を配置する。	各課から3名以上 (課長含む。)
		本部事務室	担当職員
		避難所班	2名以上
	第2配備 ①上記第1配備の場合で、被害が市全域に拡大するおそれがあるとき。 ②震度5強の地震が発生した場合	第1配備によりがたく、災害応急対策活動が円滑に遂行できる体制とする。	課員の2/3以上
	第3配備 ①地震・津波等の災害が市全域にわたり発生し、被害が甚大な場合 ②震度6弱以上の地震が発生した場合 ③長周期地震動階級4が発表されたとき。	大規模災害に対して、災害応急対策活動が強力に遂行できる体制とする。	全職員

配備基準(風水害・その他災害)

区分	配備時期及び連絡体制	配備対象課(部署)名	職員数
非常配備体制 (災害対策本部設置後)	第1配備 ①風水害による災害が局地的に発生した場合	各課(各支所・各事務所を含む。)における災害時の被害状況調査や初期活動において必要な人員を配置する。	各課から3名以上 (課長含む。)
		本部事務室	担当職員
		避難所班	2名以上
	第2配備 ①上記第1配備の場合で、被害が市全域に拡大するおそれがあるとき。	第1配備によりがたく、災害応急対策活動が円滑に遂行できる体制とする。	課員の2/3以上
	第3配備 ①風水害の災害が市全域にわたり発生し、被害が甚大な場合	大規模災害に対して、災害応急対策活動が強力に遂行できる体制とする。	全職員

出典：八代市地域防災計画

⑤ その他の配備

勤務時間外において、災害対策本部を設置した場合は、各対策部長が所属班の参集状況を確認し、人事課へ報告する。

(2) 指揮命令系統

市長は、災害対策本部の本部長として事務を総括し、職員を指揮監督する。

副市長は、副本部長として市長を助け、市長に事故があるときはその職務を代行する。

各部長等は、本部員として所属の各班長の指揮監督を行う。

なお、本部長や災害対策本部の本部員が不在や事故があるときは、以下に定めた職務代行の順位に従う。

災害対策本部の指揮命令系統

本部長	市長
副本部長	副市長
本部員	教育長、代表監査委員、政策審議監、市長公室長、総務企画部長、財務部長、市民環境部長、健康福祉部長、経済文化交流部長、農林水産部長、建設部長、教育部長、議会事務局長、危機管理監、水道局長、消防団長・消防長

災害対策本部の職務の代行順位

職務代行の対象者	職務代行の順位		
	第1順位	第2順位	第3順位
本部長(市長)	副市長	総務企画部長	危機管理監
本部員(各部長等)	各部においてあらかじめ指名した者		

また、市長は、各支所管内において局地的な災害が発生した場合は、災害対策本部を設置したうえで、現地災害対策本部の設置を指示し、市長(本部長)が指名した者を現地災害対策本部長とする。

現地災害対策本部長は、当該支所内に現地災害対策本部室を設け、支所各課に被害状況の情報収集並びに応急災害対策を指示する。

### 第3節 計画の発動と解除

#### (1) 発動要件

本計画を発動する要件については、災害対策本部の設置（非常配備体制）を想定し、次のように定める。

地震・津波災害	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 気象業務法に基づく津波等の警報が発表され局地的な災害が発生し、総合的な対策を必要とするとき。</li> <li>○ 震度5弱以上の地震が発生したとき。</li> <li>○ 災害救助法の適用を必要とする災害が発生したとき。</li> <li>○ 市内に特別警報が発表された場合。</li> <li>○ その他の災害が発生、または災害が発生するおそれのある場合において、市長が必要と認めたとき。</li> <li>○ 長周期地震動階級4が発表された場合。</li> </ul>
風水害等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 気象業務法に基づく暴風、大雨、洪水、高潮等の警報が発表され局地的な災害が発生し、総合的な対策を必要とするとき。</li> <li>○ 災害救助法の適用を必要とする災害が発生したとき。</li> <li>○ 市内に特別警報が発表された場合。</li> <li>○ その他の災害が発生、または災害が発生するおそれのある場合において、市長が必要と認めたとき。</li> </ul>

#### (2) 発動権限者

本計画の発動の判断は、本部長が行う。

本部長の判断を仰ぐことができない場合は、本部長職務の代行順位によりその職務を代行する発動権限者とする。

#### (3) 計画の解除

本部長は、本市における全ての通常業務の再開が可能と判断した場合は、本計画の適用を解除する。

## 第3章 想定する災害の選定と被害状況の想定

### 第1節 想定する災害

#### (1) 地震・津波災害

「熊本県地震・津波被害想定調査結果」（以下、「県被害想定」という。）によれば、八代市において、地震と津波による被害を合わせて被害が最も大きくなるものは、布田川・日奈久断層帯(中部・南西部連動)による地震【ケース1】である。一方、津波被害だけに着目すると、南海トラフを震源とする地震による津波被害が、若干の差ではあるが、最も大きくなる。

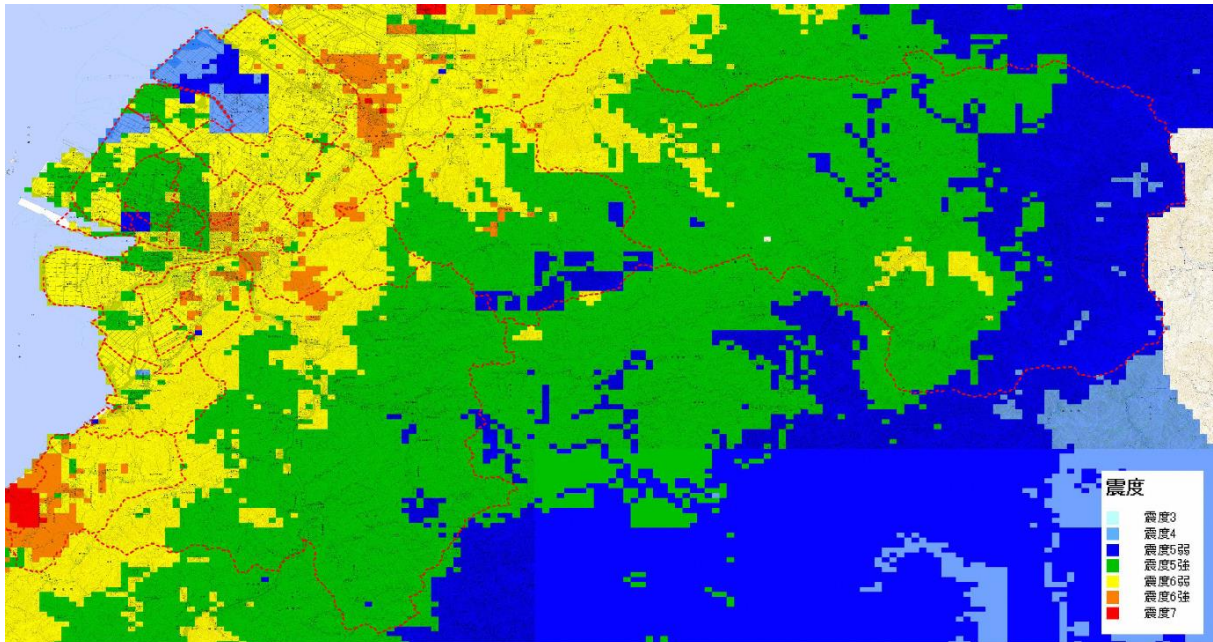
よって、「布田川・日奈久断層帯(中部・南西部連動)による地震」【ケース1】及び「南海トラフを震源とする地震」で想定される被害を前提とする地域防災計画を踏まえ、地震・津波災害における被害想定条件とする。

地震の想定

想定区分	想定概要
市域で発生	<p>市域に大規模な地震・津波による被害が発生</p> <p>◎地震：布田川・日奈久断層帯(中部・南西部連動)による地震【ケース1】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 八代市の最大想定震度：震度7</li> <li style="padding-left: 20px;">※県被害想定が検討対象とする地震で八代市の震度が最大となる地震</li> </ul> <p>◎津波：県被害想定で示された最大津波高、最大津波浸水域の津波が発生(朔望平均満潮位の条件で津波が来襲、地震により堤防が損壊する想定)：南海トラフを震源とする地震による津波</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 八代市の最大津波高：T.P. 3.0m</li> <li>○ 八代市の最大浸水面積：6,500ha</li> <li style="padding-left: 20px;">※県被害想定が検討対象とする津波ごとの最大津波高、最大津波浸水域を重ね合せたもの</li> </ul>

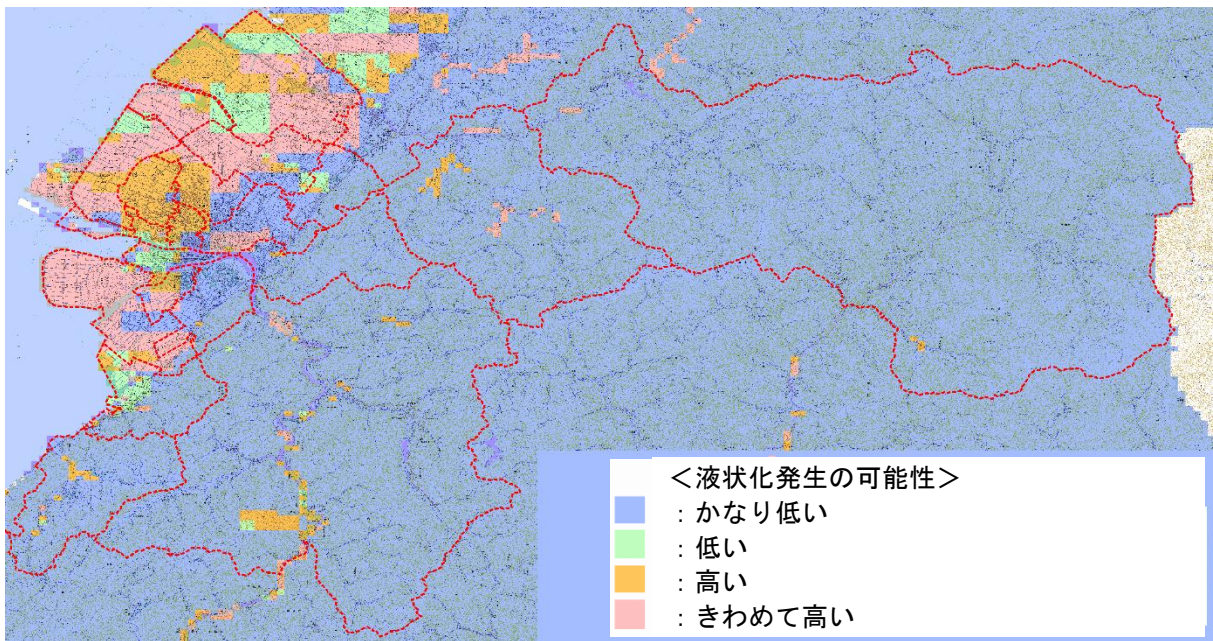


■震度分布図



出典：八代市地域防災計画

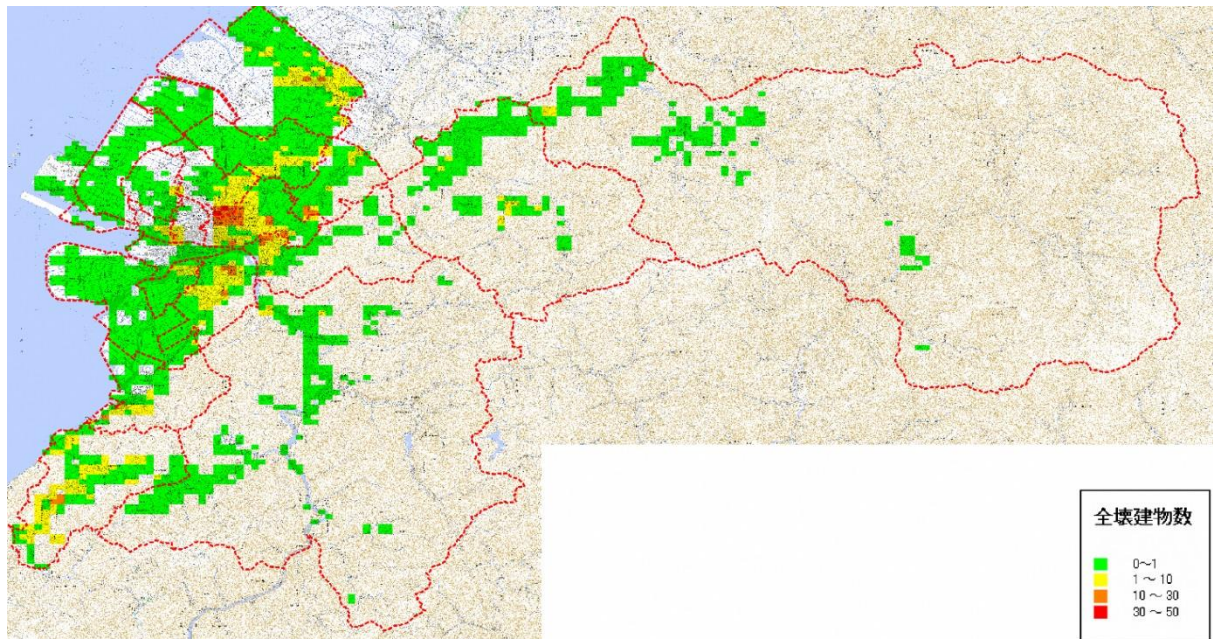
■液状化危険度分布図



出典：八代市地域防災計画

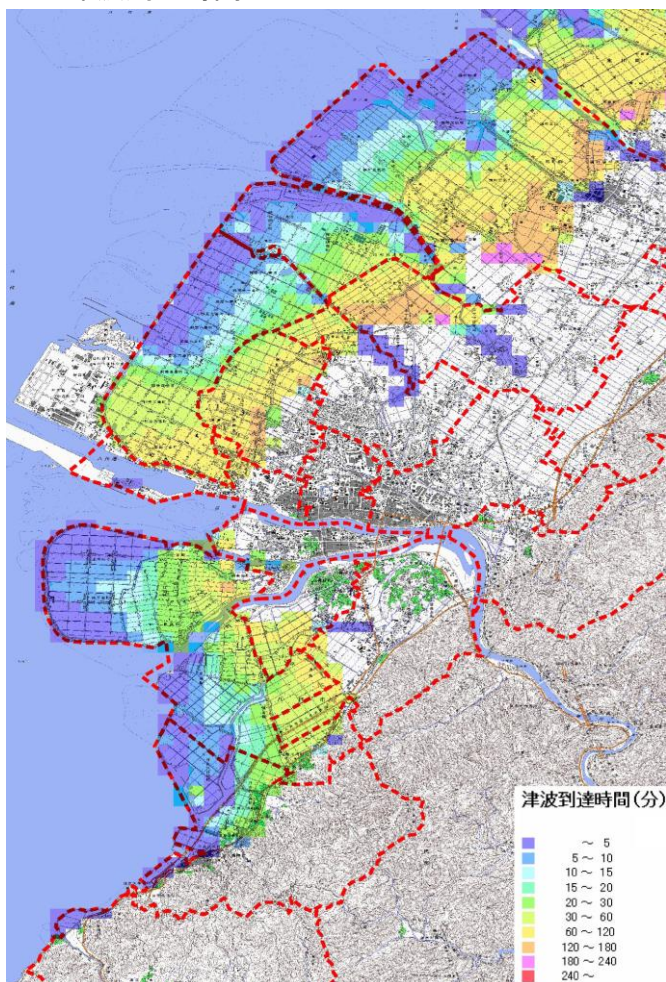


■建物全壊棟数分布図



出典：八代市地域防災計画

■津波到達時間



出典：八代市地域防災計画

## (2) 風水害

風水害の被害想定条件、浸水想定規模は、「八代市 WEB 版防災マップ」と同様とする。被害想定は以下のとおりとする。

### ア. 洪水の場合

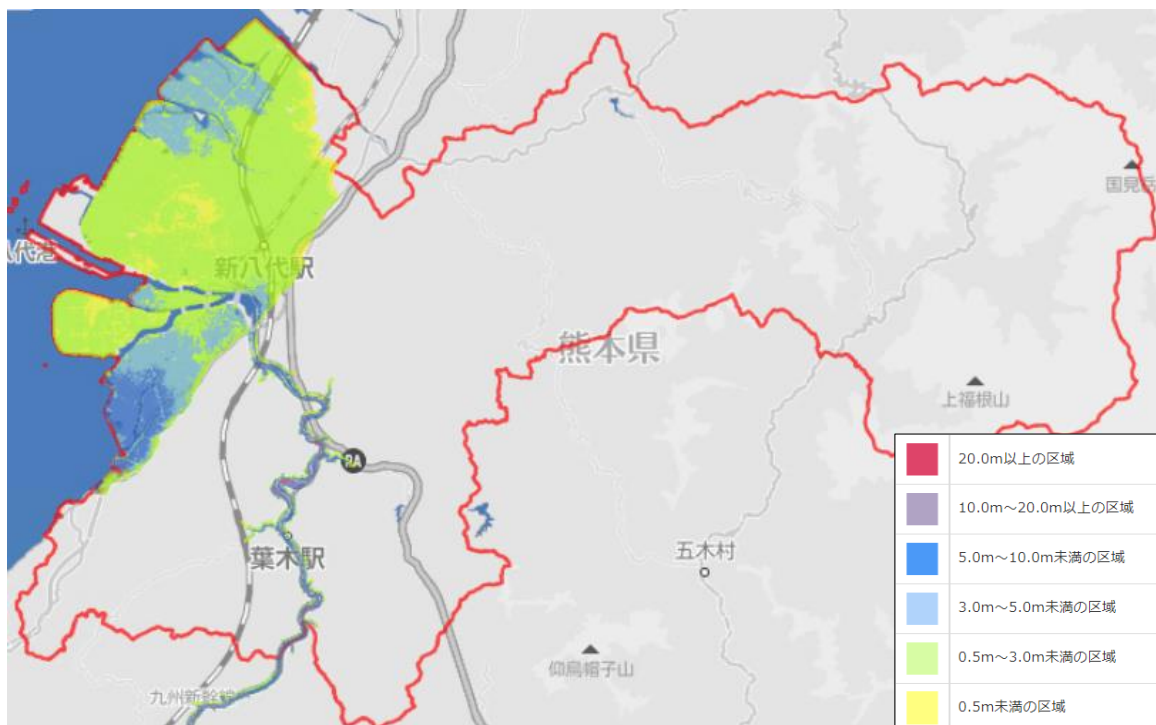
洪水の場合の被害想定条件は、「八代市 WEB 版防災マップ」作成時の洪水浸水想定区域図の浸水想定条件と浸水規模(浸水深、浸水範囲)とする。

想定概要
球磨川及び市域県管理河川（大鞆川、鏡川、流藻川、水無川、河俣川、二見川、下大野川、氷川、小浦川、夜狩川、深水川、中谷川、油谷川、百済木川、鶴喰川、市之俣川、川辺川、小鶴川、小原川、樅木川、山の津川、葉木川）の洪水氾濫

### 洪水浸水想定区域図の想定条件の詳細

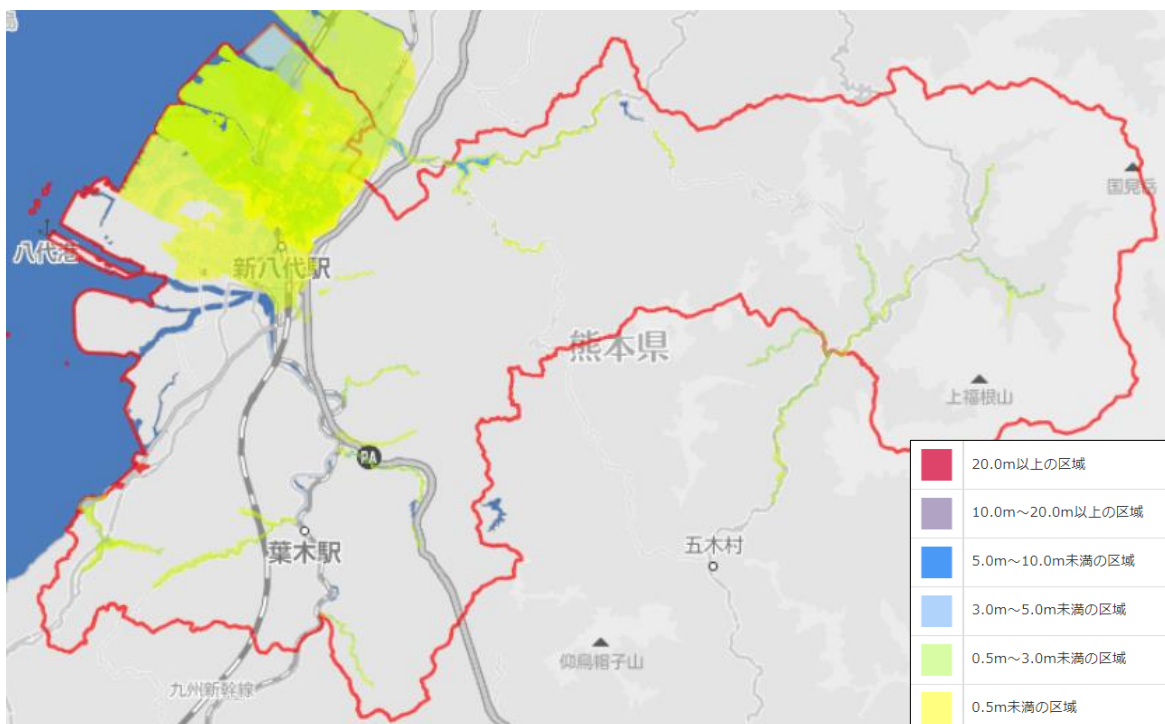
河川名	浸水想定	調査機関
	前提降雨量	
球磨川	人吉上流域 502mm (12 時間) 横石上流域 404mm (12 時間)	国土交通省 八代河川国道事務所
鏡川	鏡川流域 644mm (6 時間)	熊本県河川課
流藻川	流藻川流域 663.9mm (7 時間)	
水無川	水無川流域 623mm (6 時間)	
河俣川	氷川流域 945mm (48 時間)	
二見川	二見川流域 664mm (7 時間)	
氷川	氷川流域 945 mm (48 時間)	
※支流の氾濫、内水氾濫、高潮氾濫の影響は考慮無し。		

■球磨川洪水浸水想定区域図（L2・想定最大規模）



出典：八代市総合防災マップ(Web版)

■熊本県河川洪水浸水想定区域図（L2・想定最大規模）



出典：八代市総合防災マップ(Web版)



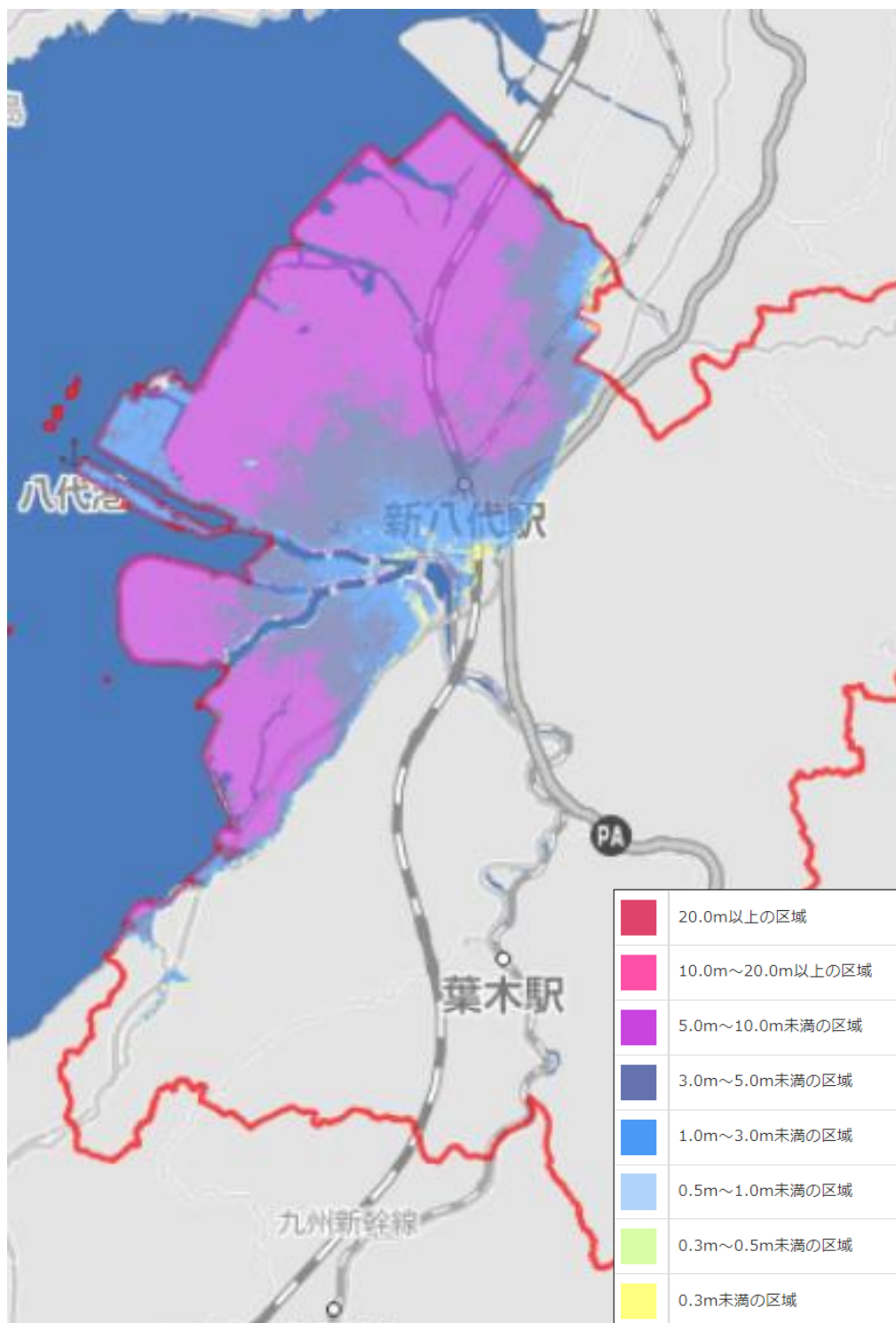
イ. 高潮の場合

高潮の場合の被害想定条件は、「八代市 WEB 版防災マップ」作成時の高潮浸水想定区域図の浸水想定条件と浸水規模(浸水深、浸水範囲)とする。

高潮浸水想定区域図の浸水想定条件

区 分	想 定	調査機関
台風規模（最大風速）	室戸台風（昭和9年9月）の最大風速 50m/s(瞬間)以上	熊本県河川課 ※令和3年想定結果
台風のコース	熊本県に來襲した台風の実績から「東進型」、「北進型」、「北東進型」、さらに参考として隣県で使用している台風コースである「北西進型」、「北北東進型」の5つを、熊本県にとって危険な台風の進行方向として選定し、これらの5つの進行方向について、台風が「①実際の台風経路を通るケース」と「②直線的に通るケース」の、2種類の台風コースを設定し、それらを平行移動させて、各地点において偏差が最大となる台風コースを選定。	

■高潮浸水想定区域図



出典：八代市総合防災マップ(Web版)

## 第2節 被害状況の想定

### (1)地震・津波災害

建物被害及び人的被害の被害想定は、次表のとおりである。

地震・津波の被害想定(建物被害・人的被害)

項目	区分	細目	布田川・日奈久断層帯(中部・南西部連動) 【ケース1】	南海トラフ	想定条件
建物被害	揺れ	全壊(棟)	1,826	1	
		半壊(棟)	5,385	181	
	液状化	全壊(棟)	939	1,019	
		半壊(棟)	1,335	1,473	
	急傾斜地崩壊	全壊(棟)	10	2	
		半壊(棟)	22	5	
	津波	全壊(棟)	7,015	7,592	
		半壊(棟)	14,599	16,600	
	火災	全半焼(棟)	0	0	風速11m/s、冬朝5時・夕方6時とも
		出火数	7	0	冬夕方6時
建物被害合計	—	31,131	26,873	—	
人的被害	揺れ	死者(人)	113	0	朝5時
		重傷者(人)	363	0	朝5時
		負傷者(人)	3,213	92	朝5時
	急傾斜地崩壊	死者(人)	2	0	朝5時
		重傷者(人)	1	0	朝5時
		負傷者(人)	3	0	朝5時
	津波	死者(人)	51	48	朝5時
		重傷者(人)	644	731	朝5時
		負傷者(人)	1,556	1,767	朝5時
	火災	死傷者(人)	0	0	風速11m/s、冬朝5時・夕方6時とも
人的被害合計	—	5,946	2,638	—	

※ 津波による被害(網掛け部分)だけを見ると、南海トラフを震源とする地震の被害が、若干の差ではあるが、最も大きい。

※ 火災被害では全半焼は無いが、出火は発生する(住民・消防団等による初期消火や現有消防力で延焼なし)。

※ 液状化による人的被害は被害事例が無いので、県被害想定では想定から除外している。

出典：八代市地域防災計画

ライフライン等の被害想定は、次表のとおりである。

地震・津波の被害想定(ライフライン・交通輸送施設・生活支障被害等)

項目	区分	細目	布田川・日奈久 断層帯(中部・ 南西部運動) 【ケース1】	南海トラフ	想定条件
ライフライン被害	上水道	断水人口 (人)[直後]	62,349	非算出	
		断水人口 (人)[2日後]	54,017	非算出	
	下水道	支障人口 (人)	2,121	813	
	浸水施設	処理場 (箇所)	2	2	
		ポンプ場 (箇所)	3	5	
交通輸送施設	道路	浸水道路 割合(%)	23	25	
	橋梁	大被害	1	0	
		中小被害	3	0	
	港湾	被害ハース数	3	非算出	
	漁港	被害ハース数	11	非算出	
生活支障等	避難者 (人)	—	28,494	2,911	風速11m/s、冬朝5 時・夕方6時とも
	帰宅困難者(人)	—	5,815	5,815	
	廃棄物	ガレキ (万t)	186	144	風速11m/s、冬朝5 時・夕方6時とも

※ 非算出は、県被害想定で算出されていない項目

※ 道路は、高速道路、一般道路が対象。

※ 橋梁は、NEXCO、国交省、県管理の橋脚を有するものが対象。

出典：八代市地域防災計画



## 地震・津波災害の被害想定詳細

布田川・日奈久断層帯(中部・南西部連動)による地震【ケース1】及び県被害想定で示された最大津波高、最大津波浸水域の津波を想定。

### 【地震】

- ◎市域のほぼ全域で震度5弱～7の揺れが発生、広域的な停電、通信途絶発生
- ◎断層に近い市域の西部一帯では、多数の家屋の倒壊、生き埋め等の要救助者が発生
- ◎多数の家屋倒壊に伴い街路閉塞や出火が多発
- ◎初期消火や消防団の駆けつけが不十分な場合は延焼火災の可能性
- ◎揺れや液状化による道路・橋梁等の被害多発
- ◎沿岸埋立地域では、液状化が広範囲に発生
- ◎中山間地(東陽・泉・坂本・二見等)では急傾斜地崩壊などの土砂災害により道路が寸断され孤立地区が発生

### 【津波】

- ◎地震により堤防が損壊し、破堤地点付近は地震後、数分で津波到達、内陸2kmまではおおむね30分で浸水。最終的には2～4時間程度で八代市の平野部の多くが浸水。ただし河川沿いでは津波遡上により早期に浸水開始
- ◎津波は八代海の内側で反射し、津波が繰り返し来襲、長時間にわたり津波が継続
- ◎津波により船舶や倒壊家屋等の大量の漂流物が発生、さらに津波火災が発生

### 【地震・津波】(発災時)

- ◎地震直後から津波浸水想定域では津波避難を開始、大規模な徒歩や車による避難交通が発生
- ◎避難が遅れた場合、溺死者や逃げ遅れて屋上等に取り残された被災者発生
- ◎消防の対応能力を超える同時多発的な火災、救助・救急の通報が殺到

### 【地震・津波】(被災後)

- ◎家屋被害やライフライン途絶のため大規模に長期避難者が発生
- ◎膨大な災害対応業務のため職員負担増大
- ◎大規模な物資輸送や復旧車両により幹線道路を中心に渋滞が発生
- ◎被災住宅等からの大量の災害ガレキ、災害ゴミの発生

## (2) 風水害

### 風水害の被害想定詳細

(球磨川・市域県管理河川の洪水や高潮を想定)

#### 【洪水】

- ◎河川からの外水氾濫以前に、早期に内水氾濫の発生と、道路の冠水
- ◎外水氾濫の場合、球磨川を初めとする各河川沿いの市街地部や平野部が広範囲に浸水
- ◎中山間地(東陽・泉・坂本・二見等)では河川の増水や土砂災害により道路が寸断され孤立地区が発生
- ◎大規模な土砂災害や深層崩壊による土砂災害により、大規模な土石流や天然ダムが発生することにより孤立地区や天然ダムの下流域の集落では集団避難の必要が生じる

#### 【高潮】

- ◎台風の接近にともない、風雨が次第に強まる(風速や潮位の急激な増大)
- ◎高潮氾濫の場合、沿岸域から平野部が広範囲に浸水、洪水と比べ沿岸域の浸水深が大きい
- ◎低地部では長期湛水と塩害発生

#### 【洪水・高潮】(発災時)

- ◎破堤氾濫の場合、破堤点周辺では家屋流失や大量の漂流物の発生による建物等の二次被害の拡大
- ◎避難が遅れた場合、浸水域内での溺死者、逃げ遅れ屋上等に取り残された被災者発生

#### 【洪水・高潮】(被災後)

- ◎避難者が多数発生
- ◎膨大な災害対応業務のため職員負担増大
- ◎大規模な物資輸送や復旧車両により渋滞が発生
- ◎浸水被害住宅等からの大量の災害ガレキ、災害ゴミの発生

## 第4章 非常時優先業務の選定

### 第1節 選定対象業務と選定基準

「非常時優先業務」については、毎年度、全庁的に見直しを行うとともに、非常時に備え、各所属においてマニュアルを作成するなど必要な準備を行う。

「災害対策業務」については、地域防災計画・災害対策本部の所掌事務に定める各部班の災害応急・復旧対策に係る分掌事務を基本として、業務開始目標時間及び必要人数の設定を行う。

「優先度の高い通常業務」については、各部署の分掌事務を基本として、次表の基準により業務を選定し、それぞれの業務の開始目標時間及び必要人数の設定を行う。

非常時優先業務の選定基準

分類		基準
非常時優先業務	災害対策業務	○地域防災計画に定める災害対策本部各部班の分掌事務
	優先度の高い通常業務	○通常業務のうち、市民の生命・身体・財産を保護するために必要最低限の業務 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 休止、縮小、延期すると市民の生活や生命等に甚大な支障が生じる業務</li> </ul> (例)「市民生活に直結する手当、給付金等関連業務」「福祉、医療等のサービス確保」「市民生活に直結する必要最低限の申請」など <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 休止、縮小、延期すると行政の機能維持に支障が生じる業務</li> <li>「庁舎管理」「人事・組織管理」「市HPを含む各種システム維持」など</li> <li>・ 休止、縮小、延期すると社会経済活動に重大な支障が生じる業務</li> <li>「金銭の支払、支給に関する業務」など</li> </ul>
休止業務		○通常業務のうち、休止、縮小、延期する業務 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 不要不急な業務、先送りすることが可能な業務（これらの業務であっても災害対応に関する業務及び緊急性を有する業務は実施する。）</li> <li>・ 一定期間(1ヶ月程度)先送りすることが可能な業務</li> </ul> (例)研修会・講演会、イベント・展示、表彰式・式典、任意の調査・統計、普及啓発、指導・監査、福利厚生及び施策の企画・立案に関すること など

## 第2節 業務開始目標時間の設定

非常時優先業務の開始目標時間は、「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」(内閣府・平成28年2月)等を参考に6段階(6時間以内、24時間以内、3日以内、1週間以内、2週間以内、1ヶ月以内)とし、「地方都市等における地震対応のガイドライン」(内閣府・平成25年8月)等を参考にしながら、下表のように分類した。

業務開始目標時間の考え方

業務開始目標時間	業務の考え方	代表的な業務例
6時間以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 初動体制の確立</li> <li>・ 被災状況の把握</li> <li>・ 救助、救急の開始</li> <li>・ 避難所の開設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職員の安否確認、参集確認</li> <li>・ 職員、来庁者の救助、搬送</li> <li>・ 指揮命令系統確立</li> <li>・ 執務室の安全確認、保全措置</li> <li>・ インフラの確認、復旧調整等</li> <li>・ 被害の把握</li> <li>・ 発災直後の火災、津波等対策業務</li> <li>・ 救助、救急体制確立に係る業務</li> <li>・ 避難所の開設、運営業務</li> </ul>
24時間以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 応急活動の開始</li> <li>・ 避難生活支援の開始</li> <li>・ 重大な行事の開催判断</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 短期的な二次被害予防業務</li> <li>・ 遺体の取扱い業務</li> <li>・ 避難生活の開始に係る業務</li> </ul>
3日以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被災者支援の開始</li> <li>・ 他の業務の前提となる行政機能の回復</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難生活の向上に係る業務</li> <li>・ 市街地の清掃に係る業務</li> <li>・ 災害対応に必要な経費の確保に係る業務</li> <li>・ 業務システムの再開等に係る業務</li> </ul>
1週間以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 復旧・復興に係る業務の開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 応急活動に係る業務</li> <li>・ 被災状況取りまとめに係る業務</li> <li>・ 生活保護、各種手当等支給に係る業務</li> </ul>
2週間以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 復旧・復興に係る業務の本格化</li> <li>・ 行政窓口機能の回復</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生活再建に係る業務</li> <li>・ 産業の復旧、復興に係る業務</li> <li>・ 教育再開に係る業務</li> <li>・ 金銭の支払、支給に係る業務</li> <li>・ 窓口業務</li> </ul>
1ヶ月以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ その他の行政機能の回復</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ その他の業務</li> </ul>

### 第3節 非常時優先業務の選定結果

#### (1) 業務数

選定の対象となる業務数は全体で1,627業務あり、災害対策業務は183業務(11.2%)、通常業務は1,444業務(88.8%)である。

このうち非常時優先業務は災害対策業務183業務、通常業務634業務の合計817業務(全体の50.2%)である。

#### 非常時優先業務の選定結果

(単位：業務数)

業務種別	災害対策業務	通常業務	合計
選定対象業務	183	1,444	1,627
非常時優先業務	183	634	817

#### (2) 業務開始目標時間

業務開始目標時間毎の非常時優先業務数では、「6時間後～24時間以内」が228業務と、非常時優先業務全体の約27.9%を占めており、初動期に相当数の業務が集中することが想定される。

#### 業務開始目標時間毎の非常時優先業務数

(単位：業務数)

業務開始目標時間	6時間以内	6時間後～24時間以内	24時間後～3日以内	3日後～1週間以内	1週間後～2週間以内	2週間後～1ヶ月以内
非常時優先業務	126	228	326	499	602	568
災害対策業務	59 (3.6%)	115 (7.1%)	152 (9.3%)	152 (9.3%)	150 (9.2%)	104 (6.4%)
優先度の高い通常業務	67 (4.1%)	113 (6.9%)	174 (10.7%)	347 (21.3%)	452 (27.8%)	464 (28.5%)

※非常時優先業務＝災害対策業務＋優先度の高い通常業務。

※( )内の値は、各業務開始目標時間に行う業務の全選定対象業務に対する割合。

※非常時優先業務の選定結果の数値と数が合わないのは、着手して継続する業務及び終了する業務があるため。

## 第4節 非常時優先業務の実施に必要な人数(応援職員必要人数)の算出

### (1) 職員数

令和5年11月現在の職員数は以下のとおりである。

なお、大規模災害時の職員参集については、交通インフラ等の被害を想定し、24時間以内に約90%の職員が参集すると想定する。ただし、学校事務補助員等の非常時優先業務に従事できない職員は除く。

(単位：人)

課長級以下	再任用	会計年度任用職員	合計
1,051	73	521	1,645
1,124		(うち、学校事務補助員等 263人)	

⇒ 大規模災害時職員  
参集想定 1,243人

※会計年度任用職員については、「指定業務」のみの任用となっているが、「優先度の高い通常業務」と「指定業務」が同じ業務である場合は応援職員となり得るため掲載している。

### (2) 非常時優先業務に必要な人数

選定した非常時優先業務の実施に必要な人数(以下、「必要人数」という。)は、以下のとおりであり、817業務全体で最大1,223人の人員が必要である。業務開始目標時間毎にみると「6時間以内」に開始する業務に必要な人員は591人、「6時間後～24時間以内」に開始する業務に必要な人員は792人、「24時間後～3日以内」に開始する業務に必要な人員は1,041人となり、相当数の人員が必要となることが想定される。

業務開始目標時間毎の業務実施に必要な人数

(単位：人)

業務開始 目標時間	6時間 以内	6時間後 ～ 24時間以内	24時間後 ～ 3日以内	3日後 ～ 1週間以内	1週間後 ～ 2週間以内	2週間後 ～ 1ヶ月以内
非常時 優先業務	591	792	1,041	1,195	1,223	1,190
災害対策業務	477 (80.7%)	516 (65.2%)	577 (55.4%)	744 (62.3%)	808 (66.1%)	772 (64.9%)
優先度の高い 通常業務	114 (19.3%)	276 (34.8%)	464 (44.6%)	451 (37.7%)	415 (33.9%)	418 (35.1%)

※( )内の値は、各業務開始目標時間の必要人数に対する割合

(3) 応援職員必要数

1ヶ月以内に必要な非常時優先業務において専門知識が必要な応援職員数は、3日以内に738人、4～7日以内に1,520人で、4日目以降に相当数の応援職員が必要となる。

特に、総務企画対策部、市民環境対策部、建設対策部で業務が集中し、職員が不足する。

このため、業務が集中し人材が不足する部署については、災害対策本部を通じて他の部署の応援を要請し、全庁的な職員配備の調整を実施する。また、支援協定等を締結している部署は、関係機関へ応援を要請する。

なお、可能であれば、業務の専門性を考慮し、応援が必要な部署に以前所属していた職員を派遣する。

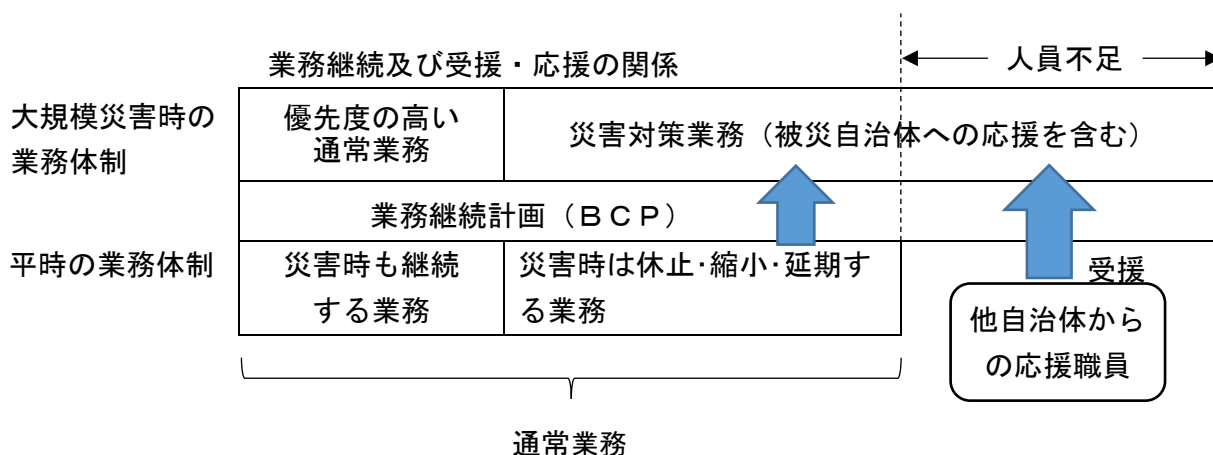
期間毎の応援職員必要数

(単位：人)

必要期間	3日以内		4～7日以内		8日以降	
	一般職員	専門知識が必要な職員	一般職員	専門知識が必要な職員	一般職員	専門知識が必要な職員
人数	166	738	74	1,520	121	759
合計	904		1,594		880	

## 第5節 災害時の他自治体からの応援

大規模災害時には、庁内職員間の応援では対処しきれないことが想定されるため、外部からの応援を受け入れるための窓口及び担当者の設定、応援要請のための協定締結の推進、派遣要請・派遣手順の設定等、受援体制の確立を図っておく必要がある。



## 第5章 必要資源の現状と課題と対策

### 第1節 対象とする必要資源

本計画は、非常時優先業務を実施するために必要な資源を次表に示す11資源とする。

対象とする必要資源と整理内容

	必要資源	整理する主な内容
1	職員 (指揮命令系統含む。)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・非常時優先業務実施のための職員の参集体制</li> <li>・指揮命令系統の設定状況</li> <li>・職務の代行順位の設定状況</li> </ul>
2	庁舎	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各庁舎の被災可能性状況</li> </ul>
3	執務室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・執務室内の安全確保状況</li> </ul>
4	電力(非常用電源)・燃料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・非常用電源や非常用電源燃料の確保状況</li> </ul>
5	通信手段(電話等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通信手段(災害時優先電話、衛星携帯電話等)の確保状況</li> </ul>
6	防災行政情報通信システム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災行政情報通信システムの整備状況</li> </ul>
7	庁内ネットワーク	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パソコンやサーバーの転倒・転落防止対策状況</li> <li>・重要データのバックアップ状況</li> </ul>
8	飲料水・食料・生活用品 (職員用)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員用の飲料水・食料・生活用品の確保状況</li> </ul>
9	トイレ(職員用)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員用の仮設トイレの確保状況</li> </ul>
10	消耗品(用紙等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コピー用紙やトナーの確保状況</li> </ul>
11	公用車	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公用車の所有状況</li> <li>・公用車燃料の確保状況</li> </ul>



## 第2節 必要資源の状況

災害対策本部が設置され、非常時優先業務を実施する大部分の職員の執務室がある「本庁舎」、また、災害対策本部の代替候補地である「鏡支所庁舎」やその他の「各支所庁舎」において、非常時優先業務を実施するために必要な11資源の状況は以下のとおりである。

### (1) 職員

#### ① 現状

- 大規模災害発生時、職員は参集基準に基づき速やかに参集する。
- 大規模災害の発生に伴う災害対策業務の発生により、発災24時間後3日以内から業務に必要な人数に対して職員数が不足することが見込まれる。
- ・（参考）熊本地震時においては、応援の受入れに対する環境整備が不十分であった。

#### ② 課題

- 非常時優先業務を実施するために必要な人員の確保
- 参集した職員の健康維持

#### ③ 対策

- BCP計画、受援計画を随時見直し、機動的な業務執行体制を整える。
- 参集訓練の実施
- 参集した職員の健康管理を行い、業務や避難所対応に支障が生じないように配慮する。

### (2) 庁舎

庁舎の状況は、以下のとおりである。

	本庁舎	鏡支所庁舎
所管課	財産経営課	鏡支所地域振興課
災害対策本部設置予定場所	3階庁議室及び 災害対策本部事務室	3階大会議室
建築年	令和3年度	昭和63年3月
構造	鉄骨、一部鉄筋コンクリート、GLT、地下柱頭免震構造	鉄筋コンクリート造
階数	地上7階、地下1階	地上3階
建築物延床面積	27,310 m <sup>2</sup>	3,692 m <sup>2</sup>
海拔	3.0m	2.9m
津波浸水	なし	なし
耐震性	あり	あり

耐震化の状況	耐震性有の根拠	新耐震基準	新耐震基準
	今後の状況	—	—
被災の危険性	洪水による浸水	あり (0.5~3m)	なし
	土砂災害	なし	なし
	液状化	なし	高い(PL>5)
		千丁支所庁舎	坂本支所仮設庁舎
所管課		千丁支所地域振興課	坂本支所地域振興課
災害対策本部設置予定場所		大会議室	—
建築年		平成5年7月	令和3年3月
構造		鉄筋コンクリート造	軽量鉄骨造 ブレース構造
階数		地上3階 地下1階(空調冷却貯水槽)	平屋建
建築物延床面積		3,603 m <sup>2</sup>	506.97 m <sup>2</sup>
海拔		2.3m	75m
津波浸水		なし	なし
耐震化の状況	耐震性	あり	あり
	耐震性有の根拠	新耐震基準	新耐震基準
	今後の状況	—	—
被災の危険性	洪水による浸水	あり (0.5~3m)	なし
	土砂災害	なし	なし
	液状化	高い(PL>5)	なし
		東陽支所庁舎	泉支所庁舎
所管課		東陽支所地域振興課	泉支所地域振興課
災害対策本部設置予定場所		—	—
建築年		昭和54年11月	昭和48年1月
構造		鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート造
階数		地上2階	地上3階
建築物延床面積		1740.14 m <sup>2</sup>	1,927 m <sup>2</sup>
海拔		37.291m	217m
津波浸水		なし	なし
耐震化の状況	耐震性	なし	なし
	耐震性有の根拠	旧耐震基準	旧耐震基準
	今後の状況	—	—
被災の危険性	洪水による浸水	なし	なし
	土砂災害	あり	あり
	液状化	なし	なし

① 現 状

- 災害対策本部設置対象となる施設は、全て新耐震基準を満たしている。  
(参考) 熊本地震においては、庁舎が被災したことが、業務が停滞した大きな要因として挙げられている。

② 課 題

- ア 施設の応急復旧の早期実施
- イ 各施設において、応急復旧の実施手順が明確に定まっておらず、復旧に時間を要する可能性がある。

③対 策

- ア 施設の応急復旧の早期実施

対 策	概 要	実施主体
応急復旧の実施体制の確立	・災害対策本部の設置や非常時優先業務の実施のための施設の応急復旧の手順について検討し、実施体制を確立する。	危機管理課 施設所管課
	・必要に応じて、保守事業者と大規模災害発生時の対応について協議を行い、施設の早期復旧に向けた体制を整備する。	施設所管課

イ 対応策

以下の示す方法により非常時優先業務等を継続もしくは早期再開をする。

- ①本庁舎が使用不能の場合は災害対策本部の機能を次の施設に移転させる。
  - ・鏡支所庁舎 ・千丁支所庁舎 ・熊本県南広域本部八代地域振興局
- ②各部署は、現在の執務庁舎以外の市有建築物である施設をリスト化し、各部署の移転先を事前に定めておく。
- ③本庁舎以外の市有建築物である施設が使用不能の場合は、本庁舎等に機能を移転して業務を継続する。
- ④施設そのものは使用可能だが、各対策部等の執務室が使用不能の場合は、施設内にスペースを確保して業務を継続する。

(3) 執務室(執務環境)

① 現 状

		本庁舎	鏡支所庁舎
等 ネ ツ ト ビ	転倒防止 対策	実施	未実施
等 ガ ラ ス	落下・飛散 防止対策	実施	未実施
資 救 機 助 材 用	確保状況	A E D (自動体外式除細動器)を 設置	未設置

		千丁支所庁舎	坂本支所仮設庁舎
等 ネ ツ ト ビ	転倒防止 対策	未実施	未実施
等 ガ ラ ス	落下・飛散 防止対策	未実施	未実施
資 救 機 助 材 用	確保状況	A E D (自動体外式除細動器)を 設置	未設置

		東陽支所庁舎	泉支所庁舎
等 ネ ツ ト ビ	転倒防止 対策	未実施	未実施
ス ガ ラ 等	落下・飛散 防止対策	未実施	未実施
資 救 機 助 材 用	確保状況	A E D (自動体外式除細動器)を 設置	A E D (自動体外式除細動器)を 設置

② 課 題

- ア キャビネット等の転倒やガラス等の落下・飛散等による被害の予防
- イ 非常時優先業務を実施するための執務室の安全確保

③ 対策

ア キャビネット等の転倒やガラス等の落下・飛散等による被害の予防

対策	概要	実施主体
安全対策の実施	・庁舎内の全てのキャビネット等の転倒防止対策やガラス等の落下・飛散防止対策を実施する。	各課かい（備品） 財産経営課・施設所管課（庁舎設備）
救助用資機材の確保	・転倒したキャビネットの移動や、職員がキャビネット等の下敷きになった場合の救助等に使用する資機材を確保する。	広域消防本部

イ 非常時優先業務を実施するための執務室の安全確保

対策	概要	実施主体
安全確保のための配置の実施	・キャビネット等の転倒やガラスの飛散が発生した場合の人的被害や通路妨害等を最小限に留めるための配置を検討し実施する。	各課かい 人事課

(4) 電力(非常用電源)・燃料

① 現 状

		本庁舎	鏡支所庁舎
非常用電源	非常用電源の種類	固定式発電機(2基)	固定式発電機
	稼働時間	72時間	6時間
	起動方法	自動運転	自動運転(手動も可)
	優先供給先	非常照明、非常用コンセント 消火ポンプ	非常用照明、非常用コンセント 誘導灯
	被災の可能性	なし	あり (屋外で屋根なしの棟に設置)
燃料	燃料の種類	軽油	軽油
	非常用電源 燃料の備蓄	あり	なし
	燃料備蓄量	11,000リットル	195リットル

		千丁支所庁舎	坂本支所仮設庁舎
非常用電源	非常用電源の種類	固定式発電機	可搬式発電機2台
	稼働時間	3時間10分	2時間
	起動方法	自動運転	手動運転
	優先供給先	非常照明、消火ポンプ	なし
	被災の可能性	あり	あり
燃料	燃料の種類	ディーゼル軽油またはA重油	ガソリン
	非常用電源 燃料の備蓄	なし	なし
	燃料備蓄量	57リットル	なし

		東陽支所庁舎	泉支所庁舎
非常用電源	非常用電源の種類	固定式発電機	固定式発電機
	稼働時間	5時間	約4時間
	起動方法	自動運転	自動運転
	優先供給先	非常照明、非常用コンセント	非常照明、消火ポンプ
	被災の可能性	あり	あり
燃料	燃料の種類	軽油、ガソリン	軽油
	非常用電源 燃料の備蓄	あり	なし
	燃料備蓄量	20リットル	なし

② 課 題

- ア 電力復旧までの非常用電源の活用
- イ 電力の有効利用
- ウ 電力設備の早期復旧
- エ 停電時の業務継続体制の構築

③ 対 策

- ア 電力復旧までの非常用電源の活用

対 策	概 要	実施主体
非常用電源の燃料補給	・非常用電源を長時間使用するために、燃料の補給方法を確認しておく。	各庁舎管理課

イ 電力の有効利用

対 策	概 要	実施主体
電力消費量抑制の徹底	・電力の消費量を抑制し、有効利用するため、不要照明の消灯等を徹底する。 ・消費電力の少ないLEDランタンや懐中電灯等を活用する等の対策を実施する。	各庁舎管理課
非常用電源から電力供給を受けられるコンセントの識別	・非常用電源から電力供給を受けられるコンセントを特定し、ラベル貼付等の方法により容易に識別できるようにする。	
使用優先順位の設定	・非常用電源の発電量は、通常の電力供給量に満たない場合が多いため、優先的に非常用電源による電力を供給すべき機器等を設定する。	

ウ 電力設備の早期復旧

対 策	概 要	実施主体
電力設備の優先的な復旧の要請	・優先的に復旧すべき施設のリスト化を行う。 ・電力事業者に対して、電力設備の優先的な復旧を要請する。	各庁舎管理課

エ 停電時の業務継続体制の構築

対 策	概 要	実施主体
停電時の業務継続方法の確立	・停電により、パソコンやシステム等が使用できない場合でも、可能な限り非常時優先業務を遂行	各課

対策	概要	実施主体
	行できるよう、あらかじめ業務マニュアルや申請書を印刷しておく等の対策を実施する。	

(5) 通信手段(電話等)

① 現状

		本庁舎	鏡支所庁舎
対防不電 策止通話	不通の 可能性	あり (揺れによる配線の断裂等)	あり (揺れによる配線の断裂等)
優先災害時 電話	回線数	1回線	なし
	設置 場所	危機管理課	なし
携帯衛星 電話	設置 場所	危機管理課 (2回線)	鏡支所地域振興課(1回線)

		千丁支所庁舎	坂本支所庁舎
対防不電 策止通話	不通の 可能性	あり (揺れによる配線の断裂等)	あり (揺れによる配線の断裂等)
優先災害時 電話	回線数	1回線	1回線
	設置 場所	千丁支所産業建設課	坂本支所地域振興課
携帯衛星 電話	設置 場所	千丁支所地域振興課(1回線)	坂本支所地域振興課 (1回線)

		東陽支所庁舎	泉支所庁舎
対防不電 策止通話	不通の 可能性	あり (揺れによる配線の断裂等)	あり (揺れによる配線の断裂等)
優先災害時 電話	回線数	1回線	1回線
	設置 場所	東陽支所地域振興課	泉支所地域振興課
携帯衛星 電話	設置 場所	東陽支所地域振興課(1回線)	泉支所地域振興課 (1回線)



② 課 題

ア 通信環境の早期復旧

イ 通信手段の確保

③ 対 策

ア 通信環境の早期復旧

対 策	概 要	実施主体
通信環境の優先的な復旧等の要請	・ 通信事業者に対して、電話等の通信環境の優先的な復旧を要請する。	各庁舎管理課
特設公衆電話設置の要請	・ 必要に応じて、通信事業者に対して、特設公衆電話の設置等を要請する。	
不通防止対策の実施	・ 施設内に設置している交換機の故障、電源の喪失等により、電話が不通にならないよう対策を実施する。	

イ 通信手段の確保

対 策	概 要	実施主体
災害時優先電話の確保	・ 災害対策本部や現地災害対策本部の設置が想定される庁舎に災害時優先電話を確保するよう努める。	各庁舎管理課

## (6) 防災行政情報通信システム

### ① 現 状

	概要
情報配信システム	従来の防災行政無線に代わり携帯通信網を利用して、防災アプリを始めとする様々な媒体に防災情報を配信する。 配信媒体：防災アプリ、登録制メール、屋外拡声子局177局、電話・FAX（一斉架電）、戸別受信機
災害時支援システム	収集した災害情報等を全庁で共有し、対応状況等の管理を行う。
映像表示制御システム	災害対策本部室及び本部事務室、危機管理課執務室内に設置しているモニターにより、監視カメラの映像確認やテレビ会議による情報共有を行う。

### ② 課 題

- ア 各配信手段の登録者数が伸びない
- イ 携帯不感地域への情報配信

### ③ 対 策

- ア 各配信手段の登録者数が伸びない

対 策	概 要	実施主体
情報配信手段の周知	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出水期を目途に市報やホームページ等で周知する。</li> <li>・ イベント、ブース出展、防災訓練及び出前講座等で周知する。</li> <li>・ 市内事業所へ周知する。</li> </ul>	危機管理課

- イ 携帯不感地域への情報配信

対 策	概 要	実施主体
固定電話又はFAXへの一斉架電	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 固定電話機又はFAX機を所有する世帯に、一斉架電により配信する。</li> </ul>	危機管理課

(7) 庁内ネットワーク

① 現 状

		本庁舎
サーバ・ P C 等	転落・転倒防 止対策	サーバラックをアンカーボルト等で固定
重要 デー タ	バック アップ状況	八代市情報セキュリティポリシーに定める 機密性2以上のバックアップを定期的 に実施
	保管場所	デジタル推進課 市外のデータセンター
	バックアップ データ復旧作 業時間	障害内容(電源遮断、通信切断、機器の故障 等)や各システムの規模によって異なる
シ ス テ ム 重 要	非常用電源等 の確保	本庁舎電算室内の各システムのサーバは、 UPSに接続されており、瞬断時にも電源供 給を行う。 本庁舎の電算室、住民窓口は自家発電機の配 下に置く。
	非常用電源の 稼働可能時間	UPS：5分～20分程度 自家発電機：72時間(2基合計)
	不具合発生時 の対応	デジタル推進課で検証し、必要に応じて、各 システム保守ベンダーに連絡して対応

② 課 題

- ア 重要システム及び庁内ネットワークの早期復旧
- イ 各部署において管理するパソコン等の転落防止対策

③ 対 策

- ア 重要システム及び庁内ネットワークの早期復旧

対 策	概 要	実施主体
保守事業者と の協力体制確 立	・重要システムに対し保守事業者と協力体制を確 立し、災害時には優先的な復旧を要請する。	デジタル推進課
システムのク ラウド化の推 進	・重要システムの早期復旧のため、システムのク ラウド化を推進する。	
ネットワーク 経路の冗長化	・ネットワークの回線断に備え、ネットワーク経 路の冗長化を行う。	

イ 各部署において管理するパソコン等の転落防止対策

対策	概要	実施主体
パソコン等の転落防止対策の実施	・各部署において管理するパソコン等の転落防止対策を実施する。	各課かい

8) 飲料水・食料・生活用品 (R4. 10. 31 現在)

① 現状

		本庁舎	鏡支所庁舎
備蓄状況	飲料水	1,344 本 (500ml)	なし
	食料	780 食分 (焼鳥缶詰、ビスケット等)	2,016 食分 (米、パン、スープ)
	生活用品	なし	118 (食器セット等)

		千丁支所庁舎	坂本支所仮設庁舎
備蓄状況	飲料水	120 本 (2L)	なし
	食料	1074 食分 (米、パン、みそ汁等)	920 食分 (米、ビスケット等)
	生活用品	960 個 (トイレットペーパー) 110 枚 (災害用毛布等) 200 枚 (飲用袋)	50 (災害用毛布等)

		東陽支所庁舎	泉支所庁舎
備蓄状況	飲料水	なし	90 本 (2L)
	食料	1,116 食分 (米、パン、スープ等)	1,108 食分 (米、パン、スープ等)
	生活用品	400 (食器セット等)	700 (食器セット等)

② 課題

ア 職員用の飲料水や食料、生活用品の確保

③ 対策

ア 職員用の飲料水や食料、生活用品の確保

対 策	概 要	実施主体
職員用の備蓄場所の確保と備蓄	・職員用の飲料水や食料、生活用品等を備蓄するための場所を確保し、備蓄を図る。	危機管理課
被災しない保管場所の設定	・職員用の飲料水や食料、生活用品等は、被災しない場所に保管する。	
各職員における個人備蓄	・各職員は発災時に備えて、3日分の飲料水や食料、生活用品等を、自宅及び職場に個人で備蓄を行う。	各職員
各職員による自宅からの持参の周知	・参集時には可能な限り、自宅から3日分の飲料水や食料、生活用品を持参するよう周知する。	危機管理課
職員用の飲料水や食料、生活用品の供給に関する協定の締結	・発災時における市民用の飲料水や食料、生活用品等の供給に関する協定を締結した業者に対して、職員用の飲料水や食料、生活用品等の供給に関する協定をあわせて締結する。	

(8) 災害時用トイレ(職員用) (R4. 10. 31 現在)

① 現 状

	本庁舎	鏡支所庁舎
備蓄状況	なし	なし
設置場所の確保状況	なし	なし

	千丁支所庁舎	坂本支所仮設庁舎
備蓄状況	なし	なし
設置場所の確保状況	なし	なし

	東陽支所庁舎	泉支所庁舎
備蓄状況	なし	組み立てトイレ7個
設置場所の確保状況	なし	なし

② 課題

- ア 断水時でも使用可能なトイレの確保
- イ 仮設トイレのし尿収集運搬の確保
- ウ 上下水道施設の早期復旧

③ 対策

- ア 断水時でも使用可能なトイレの確保

対策	概要	実施主体
仮設トイレ等の備蓄	<ul style="list-style-type: none"> <li>・断水時でも使用できる仮設トイレや組み立て式簡易トイレ等を備蓄する。</li> <li>・備蓄する際には、男女別や和式・洋式別などの必要個数を設定する。</li> </ul>	危機管理課
設置場所の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仮設トイレの設置場所等の確保を図る。</li> </ul>	
利用方法の周知	<ul style="list-style-type: none"> <li>・簡易トイレ等の設置場所や利用方法について職員に周知する。</li> </ul>	
仮設トイレ等の確保に関する協定の締結	<ul style="list-style-type: none"> <li>・レンタル事業者等との優先的な仮設トイレ等の供給に関する協定を締結する。</li> </ul>	

- イ 仮設トイレのし尿収集運搬の確保

対策	概要	実施主体
収集運搬に関する協定の締結	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仮設トイレの汲み取りについて、地元業者と協定を締結する。</li> </ul>	環境施設課

- ウ 上下水道施設の早期復旧

対策	概要	実施主体
上下水道施設の優先的な復旧の要請	<ul style="list-style-type: none"> <li>・優先的に復旧すべき施設のリスト化を行う。</li> <li>・水道局、下水道班に、上下水道施設の優先的な復旧を要請する。</li> </ul>	水道局 下水道班

(10) 消耗品(用紙等)

① 現 状

各課において、ほぼ全てのコピー機の機種が同一であることから、ある程度の共有が可能である。

		本庁舎	全課かい
コピー用紙	補充状況	備蓄量が少量になる度の補充	少なくなったら補充
	備蓄量	A4用紙 40箱程度	5箱程度
トナー	補充状況	トナー残量に応じて業者により補充	業者により補充
	備蓄量	コピー機(数本) 輪転機(10本)	1~2個

② 課 題

ア 消耗品の確保

③ 対 策

ア 消耗品の確保

対 策	概 要	実施主体
在庫の保有	・ 消耗品は物流に停滞が生じた場合に確保が難しくなることから、発災時には調達が困難となることを考慮し、平常時より消耗品の使用量の把握を行い、1ヶ月分程度の消耗品を確保する。	各課
庁内での融通	・ 非常時優先業務の実施に必要な消耗品について、庁内での融通を図る。	
事前印刷の実施	・ 大規模災害の発生後に必ず必要となる書類・資料等については、事前に印刷しておき、コピー用紙やトナーの使用量を抑制する。	
被災しない保管場所の設定	・ 消耗品の在庫は、被災しない場所に保管する。	
消耗品の供給に関する協定の締結	・ 発災時における消耗品の供給に関する協定を締結する。	危機管理課



## (11) 公用車

### ① 現 状

		本庁舎・各支所
公用車	管理台数	455 台
燃料	備蓄状況	なし
	燃料の種類	なし
	備蓄量と使用日数	なし
使用 害 時 況 の	使用困難となる可能性	あり
	使用不可となる具体的な理由	駐車場の液状化

### ② 課 題

- ア 公用車の燃料の確保
- イ 公用車の代替手段の活用

### ③ 対 策

- ア 公用車の燃料の確保

対 策	概 要	実施主体
満タン給油	・ 公用車の燃料を平常時より可能な限り満タン給油しておく。	各課
電気自動車等の導入	・ 公用車の切り替え時には、電気自動車やハイブリッド車など、燃費の良い自動車の導入を推進する。	各課

- イ 公用車の代替手段の活用

対 策	概 要	実施主体
原動機付自転車や自転車の活用	・ 公用車の代替手段として、原動機付自転車や自転車を積極的に活用する。	各課
協定締結団体等の車両の借用	・ 災害時における車両の借用について、平時から関係団体との協定締結等に努め、有事の際は積極的に活用する。	各課

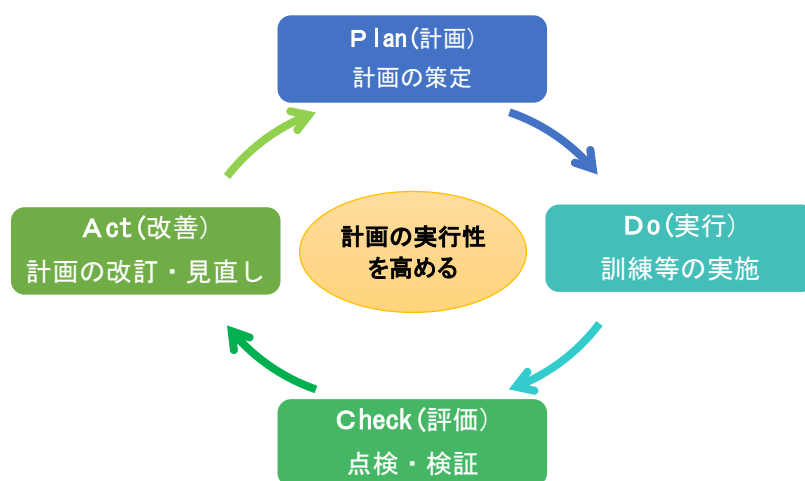
## 第6章 業務継続計画の継続的な改善

### 第1節 PDCAサイクルによる継続的改善

本計画は、一定の前提を踏まえて検討・策定したものである。今後、前提条件の変化にも対応しつつ、本計画の実効性を確認し、高めていくためには、職員研修や訓練を繰り返し実施していくことが重要であることから、研修計画等を策定し、これに従い着実に実施することが必要である。

よって、本計画に基づき非常時優先業務を円滑に遂行するため、総務企画部危機管理課を中心に全庁的な取り組みとして、PDCAサイクルに基づく継続的改善を推進し、業務継続体制の向上を図る。

PDCAサイクルによる継続的改善



資料：「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」（内閣府・令和5年5月改定）

### (1) 計画の策定 (Plan)

---

本計画の策定後も、非常時優先業務の見直しや人事異動及び機構改革等に伴い業務継続に関する状況は変化することが見込まれるため、定期的に見直しを行い、本計画の更新を行う。

なお、更新の際は以下の状況を踏まえて行うものとする。

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① 本市域への影響が考えられる被害想定の変更または新たな実施</li><li>② 地域防災計画をはじめとする関連計画及びマニュアルとの整合</li><li>③ 災害対策本部事務分担(災害対策業務)または各部署の事務分担表(通常業務)の見直し</li><li>④ 人事異動及び機構改革</li><li>⑤ 訓練や実際の災害対応において明らかとなった課題</li></ul> |
|---|

### (2) 教育・訓練等の実施 (Do)

---

#### ① 業務継続計画の周知

本計画に基づき非常時優先業務を円滑に実施するためには、全庁的な対応が必要であり、全職員が業務継続の重要性や各自の役割を理解する必要があるため、職員への研修や組織間の情報共有等を通じ、本計画の周知徹底を図る。

#### ② マニュアル等の更新

本計画を踏まえ、「職員防災行動マニュアル」等の内容に業務開始目標時間の考え方を導入する等により実用性を向上させ、非常時優先業務の円滑な実施を図る。

#### ③ 訓練等の実施

本計画を踏まえた訓練の実施や実際の災害対応等を通じて、計画の有効性・妥当性の検証を行うとともに、新たな課題の発見等を図る。

#### ④ 対策の実施

本計画において挙げられた業務継続に向けた課題と対策について、全庁的な取り組みまたは様々な組織単位での取り組みとして、実施について検討し、業務継続体制の向上を図る。

### (3) 点検・検証 (Check)

---

研修・訓練等の実施 (Do) を踏まえ、計画の実効性等に係る問題点の抽出、課題の検討を適宜行う。

#### (4) 計画の改訂・見直し(Act)

---

点検・検証(Check)により抽出された課題等に基づき、必要に応じて本計画の見直しを行う